

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2016年7月15日発行
第117号

発行所・編集/NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク（会員）・理事団体



シティプラザ大宮

大宮市

1棟 3階建 30戸

築年 1991年2月竣工

鉄筋コンクリート造



会員
マンション
紹介

夏号 Summer

- 3月14日発表、
標準管理規約改定に思う… p.2
- 「地震予測地図・
南海トラフ沿い確立増」… p.3
- 第46回マンション管理組合
(春季)実践セミナー… p.4
- 「マンションの自転車盗」増加傾向 … p.6
- 連載 私の町はどんな町⑨
—秩父市— … p.7



3月14日発表、標準管理規約改定に思う

NPO法人 埼管ネット 会長 佐々木 一

*「自立型管理から依存型管理への大転換」

・今回の改定の中で大きな意味を持つのが次の2点である。①外部役員への就任に伴う第三者管理者管理方式の導入と、もう1点は②管理組合事業からコミュニティ条項の削除であろう。
・外部役員への導入理由を国交省は、役員の成り手不足や管理組合活動への無関心者の増加、更に居住者の高齢化等によって、管理組合の機能低下が進んでいる事態をあげている。

しかし、この現実には国の制度として現在の管理制度を作っておきながら、その担い手である区分所有者に對する社会教育制度等、何も整備してこなかった国の対応のまずさが、招いた結果ともいえるのではないのか。
外部役員導入は、現在の専門家の実情から考えて管理組合の自立をうながす事

にはならず、現状以上の専門家依存による代行主義を拡大・管理コストの上昇を招く結果になるだろう。

*「管理組合役員は管理組合の構成員ではない」という法務省の説明」

・第三者管理者管理方式導入のもう一つの問題は、それが法的にも理論的にも矛盾に満ちている点だ。
管理組合というのは、区分所有法第3条の団体を指しているが、そこには「区分所有者で構成する団体」と明記されている。

ここに区分所有者でないものが役員として入る根拠は何なのか？ この疑問に對する法務省の回答は「役員は構成員ではない」という驚くべき内容であった。
管理組合の理事長・理事・監事は構成員ではないのだそうである。

実際そうとでも言わないと、第三者管理方式は区分

所有法と整合しないのである。更に大きな問題は、この外部役員への責任と権限はどうなっているのか？ という疑問である。改定標準管理規約には、この件に関する規定は一切入っておらず、国交省に問い合わせるとその件は、それぞれの管理組合で考えてほしいとのことである。

しかし、区分所有者の場合、区分所有法によって、共有持分割合によって責任と権限の範囲が定められているが、非区分所有者にはそうした規定はない。従って改定標準規約にも何も示されていない。

つまり、外部役員は責任も取らない権限もないという幽霊のような存在と言うことになる。

会計担当役員に成って、金銭事故を起こしても責任は区分所有者もちという事である。

*「コミュニティ条項削除の狙いは住民の意思形成阻害」
・コミュニティ条項の削除に至っては、管理組合を地縁団

体として認め、地方自治体に対して、積極的にコミュニティ活動を行う支援策を講ぜよ、という総務省の政策と全く矛盾する内容である。

国交省の狙いは、管理組合を専門家主導にしていくために、住民の意思形成の手段であるコミュニティ活動を奪う目的なのであるか？ その為には、政府内の政策不一致などはお構いなしである。

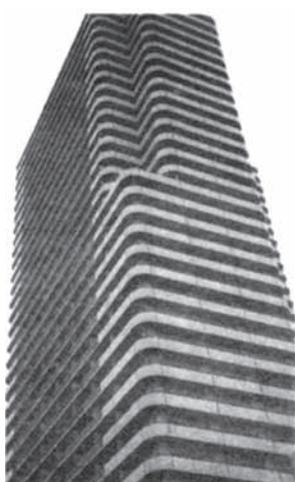
*NPO埼管ネットとして
従来、管理組合の運営は専門家や業者の支援や助言を得ながらも、管理・運営に関する判断・決定は、管理組合自身が行なうという意味で「自立」を進めてきたが、一定程度それが達成されてきた現段階においては、現在の管理・運営に對する判断・決定のみならず、今後自分達のマンションが目指すべき方向性についても、自ら考え決定していくという意味で『自律』へと成長していく事を管理組合に呼びかける事になるだろう。

納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463



「地震予測地図・南海トラフ沿い確立増」

NPO法人 埼玉管ネット 会長 佐々木 一

政府の地震調査委員会が、2016年版「全国地震動予測地図」をまとめ、発表された。各地が大きな揺れに見舞われる確率などを示しているもので、地震のリスクを国民に正しく周知し、防災に役立てることが目的である。

地震対策では、地域の防災拠点や住宅の耐震化の遅れが指摘されているが、4月の熊本地震でも市庁舎などが被災した。

政府と自治体は、予測地図を参考に優先順位をつけて対策を進めるべきで、今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の高いのは、南海トラフ巨大地震が迫っているとされる。東海から九州にかけての太平洋側で、静岡市では68%と前回より2%上昇している。

予測地図を正しく理解す

る事は欠かせないのだが確率にはかなりの不確実性を伴う。日本中どこにでも震度6弱以上の揺れがいつ襲来するかわからない、日頃の備えが大切である。

*大地震発生元「日本周辺プレート密集」

- 1、内陸直下型地震と海溝型地震の違い
- (1) 内陸直下型地震
- ・活断層などが動いて発生する。
- ・日本には、2000本の活断層があるとされ、それぞれ1000〜数万年間隔で動くといわれている。
- ・震源が浅く、大きな被害が生じる事がある。
- (2) 海溝型地震
- ・プレートの境界などが動いて発生する。
- ・数十年から100年程度の比較的短い間隔で発生。
- ・内陸型よりも大きな地震が起きたり津波が発生したり

りすることがある。

*必要な備えは？(備蓄最低3日分、耐震診断も)

津波や火災によって避難が必要な場合以外は、避難所ではなく家で暮らす方が便利。地震による家屋の倒壊から命を守る為にも、地震が起こる前に耐震診断を受け、自宅が強い揺れに耐えられるのかを確認してほしい。

また、家具を固定しておくことも必要です。

各家庭の備蓄は、電気もガスも届かない山に、3日ほどこもるつもりでそろえておいてほしい。

大きな地震後、流通が復活するのに最低でも3日から1週間程度かかります。自分にとって、「ない」と不安なものには備蓄しておくべきでしょう。

(葉や小さな子供がいる家庭では、おもちゃ)なども、準備は先送りせずに早めに行動に移すことが大切です。

*必要な備蓄の例

・食糧(アルファ米・ビス

ケット・板チョコ・乾パン・缶詰当)

・飲料水(一人1日3リットルをめやす)

・携帯トイレ・下着、衣類・トイレットペーパー・マッチ、ローソク・カセットコンロ等

*非常持ち出し袋

・飲料水・食糧・貴重品・救急用品・ヘルメット・マスク・軍手・懐中電灯・下着、衣類・毛布・ラジオ・乾電池等)

・常備薬等は忘れずに目の付く所におくようにしましょう。

*今後30年以内に発生が予想される地震と被害想定

1、首都圏直下型地震(M7.3)〜死者約2万3000人、全壊・焼失建物は約61万棟。

2、相模トラフ地震(M8.2)〜死者約7万人、全壊焼失建物約133万棟。

3、南海トラフ巨大地震(M9.1)〜死者約32万3000人、全壊焼失建物約238万6000棟。

マンションの大規模修繕工事、“瑕疵”への備えはありますか？

大規模修繕工事の『瑕疵保険』なら...



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 住宅あんしん保証

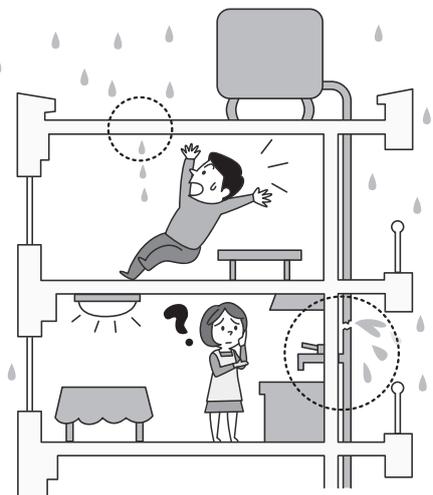
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1

TEL:03-3562-8122 FAX:03-3562-8031

までお問合せください！

住宅あんしん

検索



第46回マンション管理組合 (春季)実践セミナー

平成28年6月19日・越谷市中央市民会館

「電力自由化と健全な管理組合運営」について

テーマ1

『マンション管理における電力小売自由化対応について』と題して、オリックス電力(株)営業部部长 高木達郎氏、飯田弘介氏と中央電力(株)営業部係長 伊藤辰浩氏、隈元理視氏をパネラーに迎え一級建築士・マンション管理士の青山和憲氏の進行により管理組合としてどう対応すべきか各社の説明と質問を交え探ってみました。



青山和憲氏

「電力自由化対応はあわてなくても」

管理費の支出を抑える手段のひとつとして共用部の電気代金の削減があげられる。従来から削減方法として間引き点灯や照明器具のLED化等の節電や一括括受電に方式による電力単価の引き下げ等が行われてきた。本年四月一日より小売りの電力の全面自由化が始まり、数多くの電力小売り事業者「新電力」が参入し情報あふれ小売り事業者を選択するの迷う状況にある。このような状況の中で管理組合としてどのような選択があるのか探ってみる。

新電力の数

埼玉県内27社

電力自由化への出足は鈍い

全国で106万件(1・7%弱) 東京電力管内64万7千件(2・8%)

電気設備の交換は不要

託送制度により送電線、変電設備、電力量計等の配電設備はこれまでとおり東京電力が管理する。

電力供給の信頼性

東京電力が保障し、これまで通り安定した電力を使用できる。

新電力切替えメリット

電力使用量が320KWHを超えるあたりからメリットが出る。マンション共用部の電気使用量はこの数値を超えるのでメリットはであるが額は小さい。

新電力切替のデメリット

契約期間の縛りがある事業者もあり慎重に。

今後の動向

二〇一七年四月からは都市ガス自由化を組み込んだサービス形態が予想される。電力自由化対応はあわてなくてもよいのでは。



オリックス電力飯田弘介氏

電力自由化と一括受電

一括受電とはマンション全体で電力を調達し共用部の電気代を最大40%節減又は専有部を最大10%節減するサービス。(事業者により節減率は異なる)

一括受電のメリット

管理費節減の効果が大きい。

一括受電のデメリット

- ・変電設備を事業者が交換するため導入時に停電がある。
- ・1年〜3年ごとに占検停電
- ・契約期間に10年〜15年の縛りがある
- ・全住戸の同意が必要
- ・他の新電力を利用できない

マンション全体で一括受電のため全住戸が事業者から電力を購入することになり居住者は他の新電力を利用できない。
など導入までのハードルが高い。



中央電力隈元理視氏

タイル壁に「安心」を塗ろう。

<http://www.dyflex.co.jp>

剥落防止

色調保持型タイル剥落防止工法

防水

透明

エバーガード

窓ガラスに「快適」を塗ろう。

防虫

窓ガラス用紫外線・赤外線反射吸収コーティング材

省エネ

透明

UI-シールド

 **株式会社 ダイフレックス**
さいたま営業所

TEL:048-646-4870
FAX:048-646-4871
e-mail:saitama@dyflex.co.jp

テーマ2

『健全な管理組合運営を
目指して』と題して、マンシ
ョン管理士の栗原照明氏を
講師に迎え、管理組合の運
営の在り方、運営全般に渡
り新任役員さんにもわかり
やすく解説して頂きました。



栗原照明氏

マンションを適正に管理
運営する為に、考慮すべき
事項は、現在では非常に複
雑・多岐になってきてお
り、特に重要性の高い項目
を抽出し、本講演では、以下
の5分野に分類、平易な解
説を交えながら、実際の組
合運営を想定、国交省のマ
ンション管理標準指針をベ
ースに説明を試みました。
一、管理組合の運営
二、管理規約の作成および
改正
三、管理組合の会計・経理
四、建物・設備の維持管理

五、管理業務の委託

一、「管理組合の運営」
の詳細にあたっては、総会
の開催数、時期、招集通
知、開催の予告、総会前の
情報提供・意見聴取、総会
の出席率、総会決定事項の
広報、議事録の保管・閲覧
について説明。
②次に、理事会の運営にあ
たっては、開催頻度、議事
の広報、議事録の保管・閲
覧、理事の任期・改選方法、
専門委員会の設置、理事会
の引継ぎに説明を付加。
③防災・防犯対策について
も、具体的な対策を例示。
④その他では、管理組合組
織図、専門家の活用他を説
明。

「運営の主体は管理組合」
であり、必要な4つの要素
(主体性、継続性、専門性、
公平性)を例示し、その内
のひとつでもが、欠けては
ならない旨、説明。専門家
を有効に活用し、「お任せ
は厳禁なり！」で、「チェ
ックは必ず組合側で行お
う」と結んだ。
二、「管理規約の作成およ

び改正」の項目では、管理
規約の内容が標準管理規約
と同趣旨の規定が置かれ、
且つ、使用細則等により一
定のルールが定められてい
て、全組合員に周知・徹底
され、法改正時等に定期的
に見直しを行おうと解説。

三、「管理組合の会計・経
理」項目では、区分経理が
徹底され、管理費等の徴収
にも触れ、滞納時のルール
付け、回収に向けた迅速な
対応の必要性を説明。最近
の事例による過去最大級の
着服事件を例に取り、詳細
な解説が付け加えられ、聴
講者が皆、熱心に耳を傾け
ていた。
四、一方、「建物・設備の



セミナー風景

維持管理」の項目では、保
守占換の重要性。長期修繕
計画の作成、見直し、保
管・閲覧にも触れ、直近の
平均平米単価等の紹介も行
われ、大規模修繕工事、耐
震診断のI S値等も紹介さ
れ、設計図書等の保管・閲覧
等についても注意点等が解
説された。

五、最後に、管理業務の委
託にも触れ、委託管理会社
の見直し等を図ることも、
時にはチェックすることが
必要である(サービスクン
tent)がポイント)旨、説明が付
け加えられ、聴講者の一部
からは大いに参考になった
との声も聞かれ、有意義な
セミナーであった。

マンション行政の在り方
について積極的な活動をし
ている越谷市議会副議長の
服部正一氏を来賓に迎えた。
した。



服部正一氏

低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社
建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフツツ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタン

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

防犯

「マンションの自転車盗」増加傾向！
ツーロックとコミュニティの醸成で被害を防ぐ

刑法認知件数の減少と自転車盗の増加

「平成27年中の埼玉県内の刑法認知件数は73、456件で、過去最多だった平成16年と比較すると約6割減少しています。」埼玉県警察本部生活安全全部生活安全企画課 課長補佐(情報分析・発信担当)の後藤秀一警部は語ります。ともに私たちの生活の安全性に腐心してくれている、情報分析係長の米井宏幸警部補は、「しかし、自転車盗については平成27年中は22、260件の被害があり、前年と比較すると859件、約4%増加しているという。

刑法認知件数に占める自転車盗被害の割合は約3割と高水準となっています。」と、刑法犯の認知件数が減少しているにもかかわらず、自転車盗が増加していることを説明してくれました。

自転車盗の類型を知って対策を！

自転車盗には、いくつかの類型があるようです。A地点からB地点に移動する手段として、自転車を盗んでいるというより、借用するという感覚の移動手段型の自転車盗。

最近目立つようになったのが、盗んだ自転車をお金にすることを目的としている販売型自転車盗です。

それが、マンションでの自転車盗は、一度にごっそりと持っていかれる被害がある、県警察では注意を喚起しています。

一般的にドロボーは昼間のうちに当該マンションの状況(どこの家が盗みやすいか、逃げやすいか、コミュニティが良いか等)を見つると言われています。

自転車盗も同様ではないかと考えられ、昼間のうちにマンションの自転車置き場を下見し、目ぼしい(マウンテンバイク、スポーツタイプ)自転車の有無を確認していると思われま

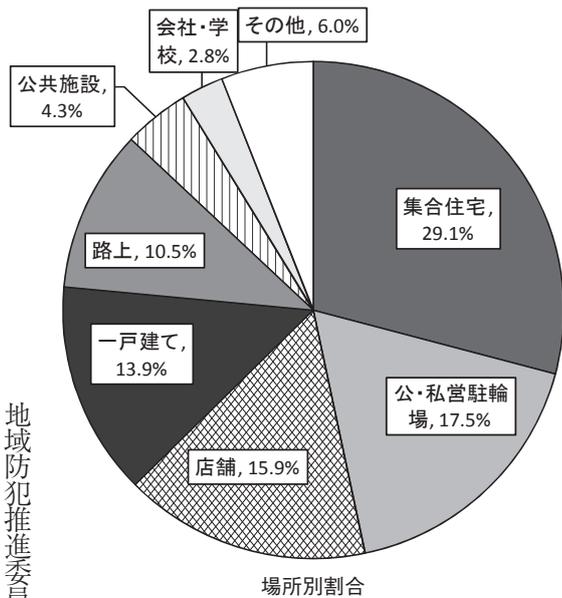
自転車盗を阻止する3つの対策

1) 自転車にはカギを2つ付け(ツーロック)、一つはワイヤー型のものにし、それを自転車置き場の金具と自転車を結合する。自転車盗の半数以上が「施錠なし」での被害。つまり、ツ

ーロックによって被害防止がある程度可能なのです。2) 高級マウンテンバイクやスポーツタイプの自転車は、自宅で保管する。

「光」がこわいのです。

マンション居住の安全・安心をつくるには、たかが自転車盗と思わずに、管理組合が主導してドロボーが入り込めない環境をみんなで作ることが大切です。



地域防犯推進委員

世紀を超えて 快適サポート



北海道支店・東北支店・横浜支店
中部支店・関西支店・福岡営業所

- ◎ 大規模修繕工事
- ◎ 各種防水工事
- ◎ 内装工事
- ◎ 給排水設備工事
- ◎ 防音工事
- ◎ 建物・設備診断

～ Totalでご提案します～
大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム、充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が、世代を超えた永いお付き合いを実現しています。

KNS 建装工業株式会社

首都圏 マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目11番1号
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL : http://WWW.KENSO.CO.JP/

連載 私の町はどんな町 ⑲

秩父市

秩父市は県の西部に位置し、市域は秩父盆地の東部とその周辺の山地にわたる面積一三三平方キロです。

盆地の中央を荒川が北流し(荒川が北へ向って流れているのはこの源流附近だけ)広い河岸段丘が拡がり、東側に羊山丘陵と横瀬川、西側に尾田峠丘陵と赤平川が並行しています。市の北域で両河川は荒川に合流し、丘陵も終わります。

各流域の河岸段丘上に集落が発達し、荒川右岸の広い段丘面に国道一四〇号が通り(秩父往還)市街を形成しています。

東部山地は大霧山(七六七米)定峰峠、白石峠(八七四米)等が続く低い山々で関東平野を望み、奥武蔵とも呼ばれます。

南部山地は、武甲山(一二九五米)小持山、大持山(一二九四米)東京都境の日向沢ノ峰(一三六四米)

蕎麦粒山(一二一三米)天目山(一五七六米)等千米級の山嶺で急峻な山岳地帯です。

市域の一部は、「県立武甲自然公園・同長瀨玉流自然公園」に指定されています。

天正八年(一五九〇)徳川家康の関東入国により、秩父市域は代官頭、伊奈忠次の支配下となり、産業が発達し「秩父絹織物」の取引高は米に換算で二万八千余石に及び、田畑の少ない秩父谷にとって換金性のある絹生産は大きな財産となりました。従って往還も秩父往還(熊谷道)川越道、江戸秩父道(我野道)等が発達しました。

秩父として全国的に知られているのが「秩父観音場めぐり」です。西国「熊野詣三十三ヶ所」と阪東「鎌倉を中心した阪東八州」と共に「日本三大観音札所めぐり」と云われています。秩父が西国、阪東より一ヶ所多い三十四ヶ所になった

ている訳は、成立が前二者よりも遅く、合わせて百となり、百で結願するという単なる都合せだと云います。秩父も当初は三十三ヶ所でしたが約半世紀後には三十四ヶ所になっています。

又大きな特徴は、西国は熊野詣を中心に二府五県に亘り、阪東は鎌倉を起点とし一都六県にわたり広範囲に設定されているのに比べ、秩父霊場は秩父盆地とその山間部にコンパクトにまとめられていることです。秩父が地理的にローカルでありながら全国的札所としての位置を獲得している大きな特色でしょう。

その他江戸からも近く、秩父まで関所もないため、女性の巡礼が容易になって江戸時代には「女性は一生に一度は秩父三十四ヶ所を巡るもの」という風習さえ生まれました。

秩父盆地一帯を巡る巡礼道は、約百キロ。歩いて巡礼して廻っても五日の道のりです。

尚一番札所の「四萬部

寺」の本堂は、一六九七年の建立で銅葺き入母屋造りで、秩父札所唯一の「県指定文化財」です。

秩父三十四ヶ所の札所では、昭和五十年代初めから「花の札所」をめざして、境内に四季折々の花を植えるようになった。今では多くの並木がすくすく育ち、巡礼者の目を楽しませている。

山深い秩父では春の訪れと共に、多くの花が一斉に開花します。従って夏から秋に境内に咲く色とりどりの花々は、花浄土のように観音への願いを込めて巡礼者の心を癒してくれます。

第三十四番札所の「水潜寺」は結願寺なので、巡礼者の旅を共にした笹摺が仏前に供えられ、本堂の右手にある「水潜りの岩屋」で湧き出ている清水に足を浸し乍ら、暗い岩屋を潜り、巡礼を終えた身を清め、巡礼は俗世に戻るのです。

(小島 次郎)

大規模修繕工事専門会社
実績に基づく豊富なノウハウ
充実のアフターケア

創業160年
伝統が伝える改修工事



ヤマギシリフォーム工業株式会社

第2事業部(北関東支店)

〒337-0051
埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 FAX 048-687-1721



23万戸超の改修工事実績と
経験はお客様からの信頼の証です!

<http://www.ymgs.co.jp>

NPO法人埼玉管ネット第15回通常総会開催

2016年5月28日(土)午後3:00から、さいたま市南浦和3丁目豊曜ビル2階・NPO法人埼玉管ネット会議室において、「NPO埼玉管ネット第15回通常総会」を開催しました。

小島理事から、開会が宣言され正会員62名、本日出席会員数は、本人出席が10名、委任状出席が14名、議決権行使が8名、合計32名の出席と報告があり、定款28条(総会の定数)に定められた総会の成立条件を満たしており、本総会は成立する旨が報告されました。

次に、司会より議長選出に対して提案され、司会者一任により定款27条に基づいて佐々木会長を総会議長に選任しました。

議案審議に先立って議長より、書記に小島理事、議事録署名名人に青山理事・栗原個人会員を指名されました。

*議案と提案と採決について

佐々木議長の進行により、小島理事、青山理事、飯盛監事、葛木理事、長谷山監事の5名から、下記の「議案」がそれぞれ報告、提案されました。

- | | | |
|--------------------------------|--|-------|
| (1) 第1号議案 「平成27年度事業活動報告書」 | 小島 理事 | |
| (2) 第2号議案 「平成27年度決算報告書」 | 青山 理事 | |
| | 「平成27年度監査報告書」 | 飯盛 監事 |
| (3) 第3号議案 「平成28年度事業計画」(案) | 小島 理事 | |
| (4) 第4号議案 「平成28年度会計予算」(案) | 青山 理事 | |
| | 上記報告・提案された各議案については、質疑、応答を行った後、議長が採決を求めたところ、全員の拍手により承認・可決されました。 | |
| (5) 第5号議案 「NPO埼玉管ネット定款の変更について」 | 葛木 理事 | |
| (6) 第6号議案 「役員変更に関する件」 | 長谷山監事 | |
- 定款の変更は、理事の人数・変更である。高齢化による任期満了時の退任希望者の増加と相談件数の減少が原因である。又、役員の変更は、管理組合理事経験者を中心にお願ひしてきたが、今年は昨年個人会員で入会したマンション管理士を新理事として就任・推薦したものです。

第5号・第6号議案は、埼玉管ネットの今後の運営・人事に関係する為、慎重に検討・審議を加え、満場一致により承認・可決された。

以上を持って、総会議案すべて終了、午後4時25分閉会した。

事務局インフォメーション

1、今年も6月9～11日にかけて、会員管理組合様・個人会員様・賛助会員様宛会費の請求書をお送させて頂きました。

宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

2、埼玉管ネットより発信したメール便(30戸以下のマンション管理組合宛)が、未着で返送されております。

管理事務所のないところもあるでしょうが、管理組合宛で郵便受けは当然あるべきではないかと思うので、理事会が機能していなくて、郵便受けも無視されて居るのではと疑問に思っています。

3、最近、マンション内の問題も増えているようです。

会員の相談申込みは、面談希望日の2週間前に届くようにして、FAX・郵便にてお申込みください。

4、相談申し込み日時は、相談対応者の都合もございますので、第1希望日・第2希望日等、日時を明記してお申し込み下さい。「会員の相談料は無料」です。

5、NPO 埼玉管ネットでは、理事(新役員)を募集しています。

* NPO 埼玉管ネット 電話番号 048-887-9921、FAX 038-887-9924

事務局担当 佐々木・小島

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

マンションLife バックナンバー

ユーザー名 saikan-user

パスワード 2067